

宇宙開発利用加速化戦略プログラム（スペース・トランスフォーメーション実現に向けた高分解能光学衛星のデータ解析技術の研究と利用実証、デジタル信号処理に対する高効率排熱システムの研究開発、ダイヤモンド半導体デバイスの宇宙通信向けマイクロ波電力增幅デバイスの開発、次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた検討、カーボンニュートラルの実現に向けた森林バイオマス推定手法の確立と戦略的実装）

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

（全課題共通）

- ① 本事業の趣旨・目的よく理解し具体的に練られていること。
- ② 現状の課題を解決するための課題設定、達成目標が明確であり、達成目標において具体的な成果指標が適切に設定されていること。
- ③ 事業期間中の実施計画が設定されていて、その計画が具体的かつ合理的なものであること。
- ④ 不要な経費が計画に入っていないこと。計画を遂行する上で、経費の設定（特に大型の設備整備費、人件費、謝金、旅費等の経費の内訳、及びその総額）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。
- ⑤ 研究テーマについて、国内外の市場動向や技術のベンチマークの分析が行われており、また事業実施期間中も継続して分析が行える体制・計画となっていること。

- (1) スペース・トランスフォーメーション実現に向けた高分解能光学衛星のデータ解析技術の研究と利用実証
 - ⑥ 研究開発成果の完成度だけではなく、開発スピードを早めるため、実装化を進めながらユーザーとともに改善していくアジャイルな開発手法などを取り入れた計画となっていること。
 - ⑦ 本事業終了後の商業化を見据えた提案となっていること。
- (2) デジタル信号処理に対する高効率排熱システムの研究開発
 - ⑥ 国際競争で勝つためには開発スピードが重要であるため、開発期間を短縮する工夫がされていること。
 - ⑦ 本事業終了後の商用通信衛星への適用及び国内外の商用通信衛星市場における競争力強化を見据えた提案となっていること。
- (3) ダイヤモンド半導体デバイスの宇宙通信向けマイクロ波電力増幅デバイスの開発
 - ⑥ 宇宙及び非宇宙での利用が繋がるよう、ユーザーや商業化を担う民間企業とコミュニケーションを図ることができる計画となっていること。
 - ⑦ 海外に先んじて開発・宇宙実証を実現するため、開発スピードを早めるための工夫がなされていること。
- (4) 次世代の電源システム基盤技術獲得に向けた検討
 - ⑥ 国際競争で勝つためには開発スピードが重要であるため、開発期間を短縮する工夫がされていること。
 - ⑦ 海外競合他社の性能向上トレンドを調査・把握し、適宜目標設定値の見直すことが考慮されていること。
- (5) カーボンニュートラルの実現に向けた森林バイオマス推定手法の確立と戦略的実装
 - ⑥ SAR データだけでなく、他衛星センサの観測データも組み合わせることなどによるバイオマス推定精度の向上が考慮されていること。
 - ⑦ カーボンニュートラル実現のため、環境省や林野庁などの関係省庁と連携して事業を進める計画となっていること。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」の各項目（全9項目）については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている=5点 優れている=4点 普通=3点
やや劣っている=2点 劣っている=1点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） 1. 2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） 1. 8点
- ・認定段階3 2. 4点
- ・プラチナえるぼし認定 3点
- ・行動計画策定済（※） 0. 6点

（※）女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る

（※）計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31までの基準） 1. 2点
(次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定)
- ・トライくるみん認定 1. 8点
- ・くるみん認定② 1. 8点
(平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準) (次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）)
- ・くるみん認定③ 1. 8点
(令和4年4月1日以降の基準) (令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定)

- ・ プラチナくるみん認定 3 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - ・ ユースエール認定 2. 4 点
- 上記に該当する認定等を有しない 0 点